

長野県本人確認情報保護審議会 会議録

- 日 時 平成 31 年 2 月 12 日（火）午後 1 時 30 分～午後 2 時 35 分
- 場 所 長野県庁 議会棟 401 号会議室
- 出席委員 徳竹初男委員、高野尾三穂委員、和崎克己委員、向井はる香委員、五味睦和委員、中原美幸委員
- 県出席者 小岩正貴企画振興部長、竹内善彦市町村課長、堀田浩幸情報政策課企画幹ほか
- 内 容
 - 1 議 事
 - （1）会長の選任等について
 - （2）本人確認情報の県事務利用状況について
 - （3）県における住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策（監査報告）について
 - （4）本人確認情報の利用拡大とセキュリティ対策について
 - 2 その他
 - （1）市町村における住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策について

【別紙】

(司会)

定刻となりましたので、ただいまより、「長野県本人確認情報保護審議会」を開催させていただきます。

それでは、開会に当たりまして、県企画振興部小岩部長より御挨拶を申し上げます。

(小岩企画振興部長)

皆さんこんにちは。長野県企画振興部長の小岩でございます。どうぞよろしくお願いたします。

審議会の開催に当たりまして、一言私の方から御挨拶申し上げさせていただきます。

本日は公私とも大変お忙しい中、委員の皆様方には本審議会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、この住民基本台帳ネットワークシステム、いわゆる住基ネットと言われるものですが、平成14年の8月から運用開始でございますので、およそ16年半が経過をいたしました。

全国的にもこの間、本人確認情報の流出などの大きなセキュリティ事故もなく、安定稼働を続けているところでございます。

この間、平成27年には住基ネットを基盤といたしますマイナンバー制度が創設されまして、平成29年11月、およそ1年と3ヶ月前ですけれども、国と地方公共団体間におきましてオンラインでの情報のやり取りを行います情報連携が本格的に稼働をいたしました。

こうした中で本人確認情報の利用状況でございますが、住基ネット運用開始から一貫して増加してきておりますが、国の行政機関等におきましては、平成14年度の利用が約630万件であったものが、平成28年度には約7億件に増加をしております。

また、本県でもパスポートの申請や県税の賦課徴収といった事務におきまして、利用開始初年度になります平成19年度の利用が約3千件でございましたが、平成29年度には27万件を超える状況となっております。住民の利便性向上と行政事務の効率化に大きく寄与しているところでございます。

このように住基ネットの重要性がますます高まります中で、本県といたしましても引き続き情報セキュリティの対策につきましては万全を期してまいりたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、本人確認情報の保護という観点から、貴重な御助言や御示唆を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。私からの冒頭の御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

(司会)

本日は、6名の委員の皆様全員に御出席をいただいております。「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例」第8条第2項の規定によりまして、本会議が成立をしていることを御報告申し上げます。

本日は、昨年3月に委員の皆様にご就任いただいてから今回が初めての会議ということでございますので、自己紹介をお願いしたいと思います。

御手元に御配りしております名簿の順番に従いまして、上から順に御紹介をお願いできればと思っております。まず、徳竹委員からお願いいたします。

(委員自己紹介)

(司会)

ありがとうございました。それでは、本日出席しております県の職員を紹介させていただきます。

(事務局自己紹介)

(司会)

ここで、大変恐縮でございますけれども、小岩部長は所用によりまして退席をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次第の「3議事」ということで、まず、本審議会の会長の選任をお願いしたいと存じます。

御手元の参考資料の2ページを御覧いただければと思います。条例の第7条がございます。本審議会に会長を置き、委員が互選することと規定されております。

会長の選任につきまして、御意見ございましたら御発言をお願いしたいと存じます。

五味委員お願いします。

(五味委員)

諏訪市の五味と申します。個人情報保護の高い見識をお持ちであり、また本審議会の第7期の会長を務められました徳竹委員様が適任ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

(司会)

ありがとうございます。ただいま、五味委員より、徳竹委員が会長に適任ではないかとの御発言がございましたけれども、皆様いかがでございましょうか。

(委員全員)

※異議なし

(司会)

ありがとうございます。異議ございませんので、徳竹委員に会長をお願いすることに決定をいたしました。

徳竹委員様、大変恐縮ですけれども、会長席にお着きをいただき、一言御挨拶を賜ればと思います。

(徳竹会長)

ただいま会長に御推挙いただきました、徳竹初男と申します。

委員の皆様方のお力をお借りして、会長としての任務を全うしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。それでは、これ以後につきましては、条例第8条第1項の規定により、徳竹会長に議長をお願いしたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

(徳竹会長)

それでは始めに会長職務代理者の指名を行います。

条例第7条第3項におきまして、会長があらかじめ会長職務代理者を指名することとされておりまして、私の方から指名させていただきます。

情報通信技術の利用に関しまして識見を有しております委員の中から、和崎委員にお願いしたいと思いますがよろしいですか。

(和崎委員)

お受けいたします。

(徳竹会長)

お受けしていただきましたので、それでは和崎委員に会長職務代理者に就任していただきます。よろしくお願いたします。

また、会議の公開・非公開の扱いについてですが、条例第8条第4項の規定により原則公開としておりまして、議事録につきましても、後日県のホームページに掲載する予定となっております。

なお、セキュリティ対策の詳細に関する審議など、本人確認情報の保護を図る上で支障があると認められ非公開とする場合には、その都度委員の皆様にお諮りして決定してまいりたいと思いますので、御了承をお願いいたします。

それでは、早速ですけれども、議事の(2)「本人確認情報の県事務利用状況について」事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料1に基づき説明

(徳竹会長)

ただいまの事務局からの説明、あるいは資料の内容等に関しまして、何か御質問あるいは御意見ございますでしょうか。

はい、どうぞ五味委員さん。

(五味委員)

諏訪市の五味と申します。先ほどの説明の中でも触れていただいたのですが、消防法と宅地建物取引業法の利用率がかなり低い状況です。説明の中で、申請手続等の連絡が全国組織から行われること、また、県の方でもこうした組織に対して働きかけをしていくこと等を御説明いただきました。是非、利用率の低い事務については、引き続き、機会あるごとに高める努力をしていただければと思います。意見でございます。

(徳竹会長)

事務局の方から何か御発言ありますか。

(事務局)

はい。御意見いただきましてありがとうございます。先ほど申し上げましたとおり、全国組織からのということで、事情を申し上げますと都道府県によって住基ネットを利用している、

していないというところが、ばらつきがあるようでして、全国組織としては一律「住民票を添付してください」というかたちで案内していると聞いております。しかしながら、県として御案内できる場面もあるでしょうし、ホームページ等へ記載もできるわけでごさいます、引き続き御指摘いただいた点、注意喚起をしまいたいと思っております。以上でございます。

(徳竹会長)

他に御質問、御意見等ございますか。よろしいですか。それでは、(2)の件につきましては、ただいまの報告を了承することにしたいと思っております。それでは、県においては、引き続き適切に事務利用を行っていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、次に、議事の(3)「県における住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策（監査報告）について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料2に基づき説明

(徳竹会長)

ただ今の説明及び資料に対しまして、何か御質問あるいは御意見ございますでしょうか。
はい、和崎委員さんどうぞ。

(和崎委員)

監査の対象システムについて伺いたいのですけれども、いわゆる住基ネットのファイアウォールの内側にある都道府県サーバが提供しているオペレーティングシステムとかデータベース等の色んなものがあるのですけれども、そういったものも今回の外部監査の対象になっているのか、それとも庁内 LAN、いわゆる内部セグメント部分を対象とした監査なのか、そこをまず確認したいのですが。

(事務局)

資料で御説明申し上げました外部監査につきましては、いわゆる庁内 LAN に係るものを対象としております。都道府県サーバにつきましては、J-LIS に委託して管理をしていることから、こちらについては別途、J-LIS に対して監査法人による監査が実施されておまして、監査結果は3点満点であったと聞いているところです。

(和崎委員)

よく分かりました。庁内 LAN の中に接続されている操作端末の Windows マシン等に関する監査のことだと承知しております。いわゆる操作端末等に関する監査の結果だと認識いたしました。

その中で、ウイルス等の不正プログラムの混入防止等の対策を講じること、いわゆるアンチウイルスとかウイルスソフトが windows 端末にきちんと入っている、かつ、きちんとウイルスパターンファイルの更新が行われているかどうかが非常に重要なポイントになると思うのですが、これについては監査されたのでしょうか。

(事務局)

端末にはウイルスソフトを導入しておりますし、最新のウイルスパターンファイルを適用し

ておりまして、監査結果は3点満点になっております。

(和崎委員)

ありがとうございました。よく分かりました。

(徳竹会長)

他の委員のみなさん、いかがでしょうか。
向井委員どうぞ。

(向井委員)

外部監査の結果のところ、適正に運用されていたものの、確認表への記載がない等で少し点数が下がってしまったということでお話をいただいております。我々の法人でも J-LIS から委託を受け、市町村を対象とした住基ネットの運用状況の監査をさせていただいております、その時もきちんと運用はされているものの、やはり記録がないということがかなり散見されるというのが全国どこにいても共通です。第三者が見た時に自分達がちゃんとやっていることを示せるようにちゃんと記録を残してくださいということを研修等で周知していただくよう、県に協力していただく必要があると思っております、こちら、お願いできればと思います。

(徳竹会長)

事務局から何か御発言ありますか。
はい、どうぞ。

(事務局)

ありがとうございます。御指摘のとおりでございます、毎年度行っている研修会がございますのでしっかり周知を図りたいと思っております。

(徳竹会長)

他に何かございますでしょうか。よろしいですか。
それでは(3)の件につきましては、了承するというにしたいと思っております。
県におきましては引き続きセキュリティ対策の向上に努めていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。
それでは、議事の(4)「本人確認情報の利用拡大とセキュリティ対策について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料3に基づき説明

(徳竹会長)

ただ今の事務局の説明及びその資料について、何か御質問・御意見等ございますでしょうか。
ちょっと教えてほしいのですが、外国人の生活保護事務が利用拡大の対象になったということですが、資料1の2ページ目を見ますと、「生活に困窮する外国人の保護」が下から4段目にあり、平成29年度の利用件数が118件ですが、平成30年度は0件になっております。なぜ急に0になったのか教えてもらいたいのですが。

(事務局)

平成 29 年度につきましては、情報連携を開始する前の準備として個人番号の初期取得を行ったところでございます。30 年度については、新規で個人番号を取得する対象の方が、現時点で 0 ということのようにして、今年度については検索をしていない状況だと聞いております。

(徳竹会長)

もう一点お伺いしたいのですが、資料 3-2 の 5 ページで、セキュリティ対策の周知・徹底の中に物理的なセキュリティ対策として、「入退室管理による不正アクセス防止」がありますが、住基ネットを使用する部屋というのは、通常、職員が作業する部屋とは区切られていて、更に入出口が一箇所になっていて、複数名で監視しているというような体制になっているという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

基本的にそのとおりでございます。本庁の職員が使う端末に関しては、別途サーバー室がございます。その部屋に入る際には事前に生体認証登録をした職員のみが入室できるようになってございます。

それから、現地機関でございますけれども、パスポート窓口になるのですが、こちらも出入口を限定しております。職員が帰る際は必ず施錠する管理をしております。入退室に関してはセキュリティ対策が図られているものと考えております。

(徳竹会長)

あまりそこまで気にする必要はないと思うのですが、部屋の中にスマホの持込みはできるのでしょうか。防犯カメラは設置されているのでしょうか。

(事務局)

本庁の職員が使用するサーバー室ですけれども、防犯カメラは設置されております。スマホの持込みに関しては、室の管理要領上、「写真撮影機能を有した機器」の持込みは禁止されており、それに従い管理を行っているところです。

(徳竹会長)

ありがとうございました。

他に何か御質問あるいは御意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それではこの件は了承するというところでよろしいでしょうか。

それでは、県においては、引き続き適切な事務利用を行っていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上をもちまして、議事は終了となります。

次に、4 の「その他」報告事項に移ります。(1)「市町村における住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料 4 に基づき説明

(徳竹会長)

ただ今の説明及び資料の内容に対しまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

確認なのですが、総務省による外部監査が実施されていると、今御報告されたのですが、国と県の監査の棲み分けというのはどのようになっているのか教えてもらいたいのですが。

(事務局)

総務省による監査について、今年度に関しては、監査対象団体が増えたということもあって、これまでは1団体当たり3日間かけて行われていたものが、1日で行われるようになり、監査対象項目が絞られました。当日の監査においては、「システムの設定がきちんとできているのか」という部分を重点的に確認されたところでございます。

一方で、県で実施している巡回指導につきましては、主に「書類の不備がないか」という部分を確認させていただいたところでございまして、国と県でチェックする項目の棲み分けができていないかと考えているところでございます。

(徳竹会長)

ありがとうございます。

委員の皆様の方から何か御質問あるいは御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

本日予定された内容は、以上をもって全て終了いたします。

委員の皆様におかれましては、円滑な進行に御協力いただき、ありがとうございました。

次回の会議の開催につきましては、来年度のしかるべき時期に御連絡いたします。

以上で本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。